

学校運営協議会制度制定に係る背景や意義

2000年に教育改革国民会議第二分科会で私が提案した「コミュニティ・スクール」であるが、当時、一般に利用されはじめたSNS（ネット会議室）などで多くの支持があった一方で、「現行制度で実施可能」「必要ない」「時期尚早」など消極的な意見や反対意見もあった。

第二分科会では「コミュニティ・スクール」の制度設計についてはいくつかの意見があった。たとえば、当時、アメリカのチャータースクールが日本で話題になっており、たしか、議員連盟があったように記憶する。しかし、チャータースクールは州によって制度はまちまちで、また、保護者の負担がかなり重いという報告があったことなどから「コミュニティ・スクール」のモデルとはならなかった。

2000年12月22日に公表された教育改革国民会議の中間報告では、17の提案のひとつとして「新しいタイプの学校（「コミュニティ・スクール」等）の設置を促進する」を掲げ以下のように述べている。

地域独自のニーズに基づき、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（“コミュニティ・スクール”）を市町村が設置することの可能性を検討する。これは、市町村が校長を募集するとともに、有志による提案を市町村が審査して学校を設置するものである。校長はマネジメント・チームを任命し、教員採用権を持って学校経営を行う。学校経営とその成果のチェックは、市町村が学校ごとに設置する地域学校協議会が定期的に行う。

これはイギリスの制度を更に地域主導にしたといったもので、2000年12月15日に出版された金子、鈴木寛、澁谷恭子の共著『コミュニティ・スクール構想』で同様の提案がされていた。実際には、この方向で制度変更をすることは現実的ではなく、その後、この提案の「スピリット」が反映された形で「学校運営協議会制度」としての（通称）コミュニティ・スクールが地教行法で制度化されたという経緯がある。私の個人的観察としては、当時、文科省と総合規制改革会議が並行して別の観点から実効性を検討した結果、法制化に至ったという背景があると思っている。いずれにしても、学校は地域で孤立したのではなく「地域とともにある」という考え方が制度化されたことの意義は大きいと考える。

コミュニティ・スクール誕生までの流れ

教育改革国民会議によるコミュニティ・スクールの提案 2000年12月

内閣・内閣府：規制緩和
多様な選択肢を作る

文科省：従来の政策の展開

総合規制改革会議
01/12, 02/12, 03/12

骨太方針 2003 03/7

規制改革推進三カ年計画
02/3, 03/3

教育改革ラウンジ

市民・親・教員
有識者・官僚
企業人・子供
による
ネット上での議論

21C教育新生プラン 2001/1

モデル校指定 2002/4

中教審答申 2004/3

法案成立 2004/6

コミュニティスクール：2004年9月にスタート

文責：金子郁容

現行の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の取組の成果や課題

以下のような具体的ケースによって意見を述べる。

ケース1：「よい」地域にしかコミュニティ・スクールはできないのではないか？

事例：岡山県岡輝中学校、八王子市松木中学校

ケース2：教員の任用や人事について学校運営協議会が「意見を言える」という仕組みは機能しているか？

事例：都市部のA中学校の校長人事、過疎地の小学校の校長による提案

ケース3：コミュニティ・スクールは学校の多様性を促進するか？

事例：京都市立西総合支援学校、山口県／市町村教育長による熟議

コミュニティ・スクールの仕組みの必置について

コミュニティ・スクールは学校と地域にさまざまなポジティブな影響を与える可能性がある。コミュニティ・スクールは「必置」にすることが望ましいと考える。ただし、「必置」に対して慎重になる学校関係者もいるようだ。その主な懸念は、学校運営協議会が教員の任用について「意見を述べることができ」、任命権者はその意見を「尊重するものとする」という人事条項の存在であるようだ。そこで、コミュニティ・スクールを「必置」とするとともに「第四十七条の五5,6」を“緩やか”にする、以下のような提案をしたい。

- ・ コミュニティ・スクールを必置とする。
- ・ 第四十七条の五の5で「学校運営協議会は市町村教育委員会に意見を述べるができる」等とする。
- ・ 第四十七条の五の6を削除する。